

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十八号

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例
(徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県生活環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付の特例)

第四条 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。
別表に次のように加える。

四十七	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六条第一項の規定に基づく製品検査命令に係る検査	徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例(平成二十二年徳島県条例第五十一号)第七条第二項に規定する金額
四十八	食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
四十九	食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の	九万円

登録

五十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査

五十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査

五十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査

五十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査

五十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査

五十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査

五十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査

五十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査

五十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査

五十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品

一万八千円（自動車において調理をする営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万千円、その形態により食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条ただし書の規定の適用を受ける営業（以下「特殊営業」という。）のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては九千円、露店による営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万千円）
七千円

一万千円

一万千円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）

二万三千円

一万千円

二万三千円

二万三千円

二万三千円

二万三千円

の放射線照射業の許可の申請に対する審査

六十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査
一万五千元

六十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査
一万五千元

六十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査
二万三千元

六十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査
二万三千元

六十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査
二万三千元

六十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査
一万八千元

六十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査
二万三千元

六十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査
一万八千元

六十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査
二万三千元

六十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査
一万八千元

七十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査
一万八千元

七十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査
一万五千元

七十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆
一万五千元

製造業の許可の申請に対する審査	
七十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	一万五千元
七十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	二万三千元
七十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	三万千元
七十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千元
七十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	三万千元
七十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	一万八千元
七十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	二万三千元
八十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	一万五千元
八十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	二万三千元
八十二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基づく理容所の検査	一万六千元
八十三 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場の許可の申請に対する審査	一万四千元（仮設興行場に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）
八十四 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	二万二千元
八十五 旅館業法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定に基づく	七千四百円

く旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	
八十六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	二万二千元
八十七 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第三条第一項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	一万九千元
八十八 化製場等に関する法律第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	一万二千元
八十九 化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	六千元
九十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査	一万六千元
九十一 クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許	五千六百元
九十二 クリーニング業法第七条第一項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	七千元
九十三 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正	二千九百元
九十四 クリーニング業法施行令第一条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付	三千四百円
九十五 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及びその返還	一頭につき、七百元に抑留の日数を乗じて得た額と二千三百円との合計額
九十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	二万二千元
九十七 と畜場法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一万円
九十八 と畜場法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のとなつ又は解体の検査	イ 牛 次に掲げる牛の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 生後一年以上の牛 一頭につき八百円

九十九 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の規定に基づく美容所の検査	
百 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理についての定期に行う検査	
百一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第一号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第二号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第四号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第五号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者という。）の登録	三万五千元
百七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建	三万五千元
(2) 生後一年未満の牛 一頭につき五百円 口 馬 次に掲げる馬の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 体重が二百キログラムを超える馬 一頭につき八百円 (2) 体重が二百キログラム以下の馬 一頭につき四百円 ハ 豚、めん羊又は山羊 一頭につき三百円 一万六千円 一簡易専用水道につき一万五千元（実地検査以外の方法による検査にあつては、二千元）	

築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第七号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	
百八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理者（同項第八号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	四万五千円
百九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	一万九千円
百十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	一万円
百十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
百十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録	九万円
百十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づく食鳥検査	一羽につき三元（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に行う食鳥検査にあつては、四円）
百十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	五千五百円
百十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	二千三百円
百十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）	八百七十円

別表の備考第二号中「金額は、」の下に「当該下欄に特別の計算単位のあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を加え、同備考に次の二号を加える。

三 食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の五十の項から八十一の項までの手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、それぞれこれらの項に定める金額の十分の九に相当する金額とする。

四 この表の八十九の項の事務について、一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の化製場等に関する法律第九条第一項の規定に

基づく動物の飼養又は収容の許可の申請が行われるときは、これらの申請は、一件の申請とみなす。
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

事 務	納付を受ける者
別表第一の百十三の項の事務	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関

（徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正）

第二条 徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の八十五の項から百五十四の項までを削り、同表備考第三号及び第四号を削る。
別表第二の七の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。